

H310		人権保障の原理	
英名科目名	Constitutional Protection of Human Rights		
大学名	同志社大学		
連絡先	今出川キャンパス教務センター（法学部） TEL：075-251-3511 FAX：075-251-3064		
担当教員	榎田 伸次（法学部准教授）		
開講期間	2021年09月25日(土)～2022年01月24日(月) 1講時 09時00分～10時30分(毎週水曜日) 休講2021年12月29日（水） 休講2022年01月05日（水）		
開講形態	後期・秋学期	開講曜日・講時	水曜日 1講時
単位数	2	履修年次	2年次以上
会場	今出川校地		
授業定員			
単位互換生定員		京カレッジ生定員	
試験・評価方法	<成績評価基準> 期末レポート試験・論文 90% 基本的な知識を踏まえて設問に沿った解答をすることができているか、自分の立場を論理的に説明することができているかなどを評価する。 小テスト 10% 講義の理解度ををはかるために小テストをする		
超過時の選考方法			
受講料			
別途負担費用			
その他特記事項	音声付の資料を提示する方法で授業を行う。資料は講義開始時までにe-classで配信する。質問はe-classで受付け、Q&Aの形式で全受講生に回答する。		
パッケージ科目			
低回数受講推奨科目			
講義概要・到達目標			
<概要> 憲法の本質は、国家権力を制限し、国民の権利を保障することにあると言われる（近代立憲主義）。国家の役割が増大している現代においては、憲法問題を考える際には、上述の近代立憲主義の趣旨を踏まえることがより重要になっているといえる。 憲法が保障する人権は、近代においては自由権（国家からの自由）が中心であるとされてきたが、20世紀には社会権（国家による自由）の登場や人権保障の国際化など、人権概念に大きな変化が見られた。そこで本講義では、人権概念の変化を念頭に置きつつ、日本国憲法が保障する諸権利のうち経済的自由権、人身の自由、社会権、参政権などについてその具体的な意味や保障の限界を検討し、理解を深めていきたい。また、基本的人権の総論部分についても概観する。			
<到達目標> 憲法が保障する基本的人権のうち経済的自由や人身の自由、社会権、参政権について、その具体的な意味や保障の限界について理解することができる 基本的人権の総論部分について、具体的な論点をふまえて理解を深めることができる			
講義スケジュール			
第01回 ガイダンス／経済的自由（総説） 教科書及び参考文献の該当箇所を読むこと（以下、同様） 第02回 職業選択の自由（1） 第03回 職業選択の自由（2） 第04回 財産権 第05回 生存権 第06回 教育を受ける権利 第07回 労働基本権 第08回 人身の自由（1） 第09回 人身の自由（2） 第10回 参政権 第11回 人権享有主体性 第12回 人権の制約 第13回 人権の適用範囲			

第14回 包括的基本権  
第15回 法の下の平等

以上はあくまで目安で、多少変更することがあります。

教科書	<テキスト> 君塚正臣編『大学生のための憲法』（法律文化社、2018、）、ISBN：9784589039071、他の憲法の基本書をすでに持っている者は、そちらを用いてもよい
参考書	<参考文献> 授業中に適宜指示する